

総合評価落札方式（工事） の配点等について

室蘭開発建設部

「総合評価落札方式(工事)の配点等について」の主な改正点

令和4年4月1日改正

主な改正内容 令和4年4月1日改正

技術者

同種工事の実績について、特例監理技術者は、監理（主任）技術者及び現場代理人と同様に評価し、監理技術者補佐は、担当技術者と同様に評価

工事成績について、特例監理技術者は、監理（主任）技術者及び現場代理人と同様に評価

主な改正内容 令和4年1月12日改正

企業

ICT活用工事について港湾・漁港部門で海上地盤改良工を追加

その他

賃上げを実施する企業に対する加点措置（減点措置）について評価項目を追加

総合評価方式の配点項目と配点 (室蘭開発建設部)

【適用】 令和4年4月以降の入札手続き開始のものから適用
【参加要件】 工事成績参加資格基準は原則6.5点とする。 なお、規模や難易度に応じて7.0点、7.5点とすることができる。

Table with columns: 大項目, 中項目, 小項目, 評価基準, 施工能力評価型 (II型, I型①, I型②), 技術提案評価型 (S型, A型), and 評価項目. The table lists various construction tasks like '簡易な技術提案', '施工計画', '総合的なコストの削減に関する提案', etc., and their corresponding scores across different evaluation categories.

・A型で段階選抜を実施する場合に設定
・施工能力評価型I②において設定
・技術提案評価型S型において設定。
・維持管理費の低減効果が評価できる。
・競争参加資格確認通知において、評価しない項目については履行義務を課す。
・耐用性、強度等の品質向上が評価できる。
・性能機能向上が評価できる。
・工期管理、品質管理方法が評価できる。
・騒音、振動、粉塵、大気汚染等の低減が評価できる。
・水質汚濁、土壌汚染等の抑制方法が評価できる。
・施工範囲を抑制し生態系を維持できる。
・省資源対策又はリサイクル対策が適切である。
・規制時間の短縮方法が適切である。
・第3者への安全対策が適切である。

・より同種性が高い工事の設定については、各事業部門で行う。
・J・Vの場合、代表者の実績で評価する。
・下級については、港湾部門において作業船を使用する工事の内、技術提案評価型A型及び技術提案評価型S型(WTO)を除く全ての工事を対象とする。
・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は国内工事と同様に実績の対象とする(農業・漁港部門以外)。

・実績なしは加点しない。
・過去2年度の実績がない場合は、もう2年度遡る。それでも、実績がない場合はもう2年度遡る。過去6年度の実績がない場合は、更に2年度(8年度)遡り、過去8年度の実績が無い場合は、更に2年度(10年度)遡る。
・J・Vの場合は会社毎の成績平均点を単純平均する。J・V構成員の内、実績が無い社は、みなし6.5点とする。
・競争参加資格が7.0点、7.5点の場合でも点数区分は同じとする。(これらの場合は0点という会社がなくなります。)
・舗装工事においては、工事区分「舗装」のみの平均とする。

・同一事業部門での加点評価とする(河川(ダム)、道路、港湾(空港・漁港)、農業)。(機械、電気、営繕については工事区分)
・舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)での表彰のみを加点評価の対象とする。
・部長表彰は、室蘭開発建設部長が表彰したもの(加点評価の対象とする(営繕部門は営繕部長の表彰も対象)。
・J・Vの場合は、表彰ごとに構成員に点数を算出しその平均点にて比較し大きい点数を加点評価とする(小数第2位を切り捨てし少数第1止めとする)。
・北海道開発局長等優良工事表彰、北海道開発局I-CON奨励賞、国土交通省I-construction大賞は重複加点しない。また、いずれかの点数が高いもので評価する。
・工事成績優秀企業は、重複加点可能とする。
・国土交通賞I-construction大賞の受賞者(北海道開発局発注工事に限る)について、河川・道路・港湾(漁港を除く)の事業部門を対象とし同一事業部門での加点評価対象とする。なお、受賞決定日の翌月1日から2年間に入札手続きを開始した工事を対象とする。

・新技術導入促進 (I)型は新技術活用の原則義務化対象外の工事にも適用。該当工事及びテーマの選定と評価については、各事業部門で行う。
・新技術導入促進 (II)型での新技術現場実証については、当面の間、対象となる場合のみ実施。
・加点について
新技術 (NETIS登録) の活用が有効かつ具体的な 2点 (有用な技術、A・V・VR・VEIに関係なく評価)
新技術 (NETIS未登録) の活用が有効かつ具体的な 1点 (NETISから削除された技術も評価)

・施工プロセスの各段階
【ICT土・舗装工・舗装修繕工】①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品 (舗装修繕工は①、②、⑤で活用)
【ICT浚渫工・基礎工・ブロック据付工・本体工・海上地盤改良工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量 (ブロック据付工は3次元測量)。⑤3次元データ納品 (基礎工は④以外、ブロック据付工は③、④、⑤、本体工は③で活用)
・発着指定型では評価しない。
・指定構式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出する。

・指定した工程において、登録基幹技能者等を配置する場合に評価する。
・評価対象は元請け又は下請企業が配置する者とする。元請けの主任(管理)技術者、登録基幹技能者等である場合は評価対象とし、登録基幹技能者等(登録基幹技能者・優良施工者国土交通大臣表彰者(通称 建設マスター)・技能士(特級、1級、単一等級))

・地域要件を室蘭開発建設部管内又は隣接建設部管内 本店・支店・営業所に設定した場合に適用
・地域要件を北海道内 本店に設定した場合に適用

・地域要件を北海道内 本店・支店・営業所に設定した場合に適用 (道路維持工事のみ)。

・地域要件を北海道内 本店・支店・営業所に設定した場合に適用 (工事区分「鋼橋上部」のみ)。
※工場とは、平成19年度から公告開始日時時点で北海道開発局発注の鋼橋上部工事を元請けとして受注 (共同企業体においては、出資比率が20%以上のものに限り) し、製作した実績を有する工場とする。なお、工事成績評定点が6.5点未満のものを除く。

・件数、地域区分(事務所管内)等による設定変更可。

・工事区分が「一般土木」については、当該工事区又は箇所が年間維持除雪工事の区間内にある場合、その年間維持除雪工事(工事区分「維持」)が連続5年度以上の実績有り。

・工事区分が「舗装」については、当該工事区又は箇所が年間舗装維持工事の区間内にある場合、その年間舗装維持工事(工事区分「維持」)が連続5年度以上の実績有り。

・国(局長又は室蘭開発建設部長)と建設業協会等の団体(土地改良建設協会含む)又は地方公共団体(北海道又は管内地方公共団体)との災害協定の締結により、災害体制に参加している企業

【災害活動の実態】
・令和元年度から公告開始日時時点で、室蘭開発建設部管内で、国及び地方公共団体又は公共施設の管理団体の要請により、これらが所有・管理している施設又は場所に関する災害支援活動を行った実績有り(体制・巡回のみは対象外)。なお、室蘭開発建設部から要請のあった管外の活動についても対象とする。
※表彰、感謝状、要請書、通信記録、同意書等の写しを提出。
・公共施設の管理団体は地方公共団体の指定管理者制度に基づく者(条例に基づき議会の議決を経て指定された団体)港湾管理者、漁業協同組合、東日本高速道路(株)(NEAOD)
・要請のない活動については、表彰・感謝状・礼状により確認できるものに限る。 ・農業部門は選択しない

【ボランティア等】
・社会資本の評価対象項目については、社会資本の整備・管理に関するボランティア活動を対象とする。
・企業が過去に室蘭開発建設部管内で、ボランティアにより国又は地方公共団体、特殊法人、学校から表彰又は感謝状(礼状含む)があり、令和元年度から公告開始日時時点で実績があるボランティア活動
【活動証明等】(市町村等が証明する活動実績証明書、市町村の広報誌、新聞記事(業界新聞含む)により活動日目がわかるもの)で確認
※活動内容は清掃、草刈り、伐開、伐採、花壇整備、地域の除排雪、グラウンド整備、舗装修繕等。 ※寄付・寄贈は対象外

段階選抜方式において、次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点評価する。
・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぽ・プラチナえるぽ認定企業等)
・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)
・若者雇用促進法に基づく認定(ユースメール認定企業)

